

## 指定看護小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

西暦 年 月 日

様

### 1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 松下会
代表者名	
所在地・連絡先	(住所) 熊本市南区白藤5丁目1番1号 (電話) 096-358-7211 (FAX) 096-358-7226

### 2 事業所の概要

事業所の名称	看護小規模多機能型居宅介護事業所 とりい
所在地・連絡先	(住所) 熊本市南区薄場1丁目10番28号 (電話) 096-320-2120 (FAX) 096-320-2121
事業所番号	4390102004
管理者の氏名	

### 3 指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの目的及び運営方針

#### （1）目的

施設の管理者、介護支援専門員（ケアマネージャー）、看護師及び介護福祉士が、訪問看護指示書の交付を受けている、在宅療養が必要な要介護状態の登録者の状況に応じて訪問看護計画及び看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に基づく適切な事業を提供いたします。

#### （2）運営方針

退院後の在宅療養を継続できるよう、心身機能の維持、ご家族の身体的・精神的負担の軽減、必要な日常生活の世話、機能訓練、看護・介護、訪問看護、訪問サービスその他必要な援助を行います。また、生活の中で地域とのつながりを取り入れる支援の他、医療支援の提供や人生の最終段階における医療の方本人及びご家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、在宅における看取りを行います。

営業日		24時間・365日
営業時間	訪問 通い <sup>(注1)</sup> 宿泊	24時間対応いたします。 9時00分～17時00分 17時00分～翌9時00分
通常の事業の実施範囲		熊本市
車両運行時間 <sup>(注2)</sup>		8時30分～17時30分
登録定員		29名
利用定員	通い 宿泊	18名 7名

(注1) 通いサービスは営業時間(9時00分～17時00分)以降は行っておりません。

(注2) 送迎は予約制でございます。当日の運行状況の範囲で実施いたします。

ただし、ご家族送迎の場合はこの限りではありません。

### (3) その他

事項	内容
看護小規模多機能型居宅介護サービス計画の作成及び評価	施設の介護支援専門員が、ご自宅を訪問し包括的自立支援（三団体方式）等により、心身の状況・要望などの課題を把握・評価します。利用者の希望を踏まえて看護師や介護福祉士と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護サービス計画を作成します。また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して登録者に説明のうえ交付します。
従業員研修	計画的に研修を行っています。

## 4 設備の概要

### (1) 構造等

敷地		468.98m <sup>2</sup>
建物	構造	木造準耐火2階建
	延べ床面積（1階部分）	261.7m <sup>2</sup>
	利用定員	日中：18名 夜間～早朝：7名

(2) 宿泊室

宿泊室の種類	室数	面積	備考
シングルA	5	7. 75 m <sup>2</sup>	
シングルB	2	8. 23 m <sup>2</sup>	

(3) 主な設備

設備	室数	面積	備考
リビング・ダイニング	1	55. 74 m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	1棟あたりの面積
地域交流室	1	12. 26 m <sup>2</sup>	

(4) 職員の体制

従業者の職種	人数 (人)	区分				常勤換算後 の人数(人)	職務の内容		
		常勤(人)		非常勤(人)					
		専 従	兼 務	専 従	兼 務				
管理者	1		1			1			
ケアマネージャー	1		1			1			
看護職員	5以上		2.5以上			2. 5以上			
介護職員	11	8	1	2		8. 8			

5 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理 者	正規の勤務時間帯 (8:30~17:30) 常勤で勤務、併設する訪問看護STと兼務	1ヶ月単位の 変形労働時間制
計画作成担当者	介護と兼務し1週間のうち概ね3~4時間を充てる。	1ヶ月単位の 変形労働時間制
看護職員	併設する訪問看護に従事する看護師を充てる。1月に2. 5名以上勤務します。	1ヶ月単位の 変形労働時間制
介護従業者 (常勤専従)	① 7:00~16:00 ② 8:30~17:30 ③ 10:00~19:00 ④ 11:00~20:00 ⑤ 16:30~翌9:30	1ヶ月単位の 変形労働時間制

※その他、利用者の状況に応じた勤務時間を設けます。

## 6 サービスの内容と費用

### (1) 対象となるサービス

#### ア サービス内容

種類	内容
保険適用	指定看護小規模多機能型居宅介護サービス 在宅での療養を要し通院や通所が困難な要介護の方が適切な体制の下で療養生活をご自宅で継続できる環境を提供します。24時間365日、ご自宅への訪問する看護・介護サービスと多機能型の少人数受け入れ施設を組み合わせた体制で、登録者に対する利用をお受け付けいたします。食事、掃除、その他の日常生活の支援等について、主に介護従業者が介助をします。緊急時や終末期の対応ができる体制を整備しています。
	指定看護小規模多機能型居宅介護サービス（短期利用） ※介護保険事業の地域密着型サービスではなく、居宅介護支援事業になります。 指定看護小規模多機能型居宅介護サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の提供が困難と認められ、当施設外の居宅介護支援事業者によるケアマネジメントが適切と判断される場合、一定の要件 <sup>※1</sup> に基づき7日（やむを得ない事情があるときは14日）を限定的に利用する指定看護小規模多機能型居宅介護サービス（短期利用）を提供します。
保険適用外	食事 季節感があり、バランスのとれたお食事をご希望に応じて提供いたします。キッチンで調理を行い、施設利用者に応じてダイニングスペースで適切な提供時間、食事介助を行い、食事の自立についても援助を行います。朝食 8:00頃～、昼食 12:00頃～、夕食 18:00頃～ 宿泊 退院直後などの理由で状態が不安定な方に介護支援専門員や看護師が生活や体調を把握し、状況に応じた連続的な見守りができる宿泊環境を提供します。地域生活の持続と家族負担の軽減ができる環境づくりを支援します。
	その他保険適用外サービス ※別途記載
その他	医師との関係 主治医と密接に連携し、看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に基づく登録された皆様の健康管理に努めます。看護師は主医の指示に基づき適切な看護が提供されるように必要な管理を行います。緊急時等必要な場合、主治医への連絡等を行い、指示による適切な措置を講じます。

機能訓練及び社会参加	長期療養生活を送られる皆様の生活の質の向上を目指して地域社会への参加や交流をはかる機会を提供します。
医療機関等との連携	協力（歯科） 医療機関をはじめ、近隣の病院や介護老人保健施設、介護老人福祉施設と連携し、登録された皆様の休日・夜間及び入院・入所時の対応と円滑な在宅生活への移行を促します。
相談及び援助	利用者の家族に対する相談に誠意をもって対応いたします。主治医との密接な連携のもと、看護ニーズの高い登録者の問題解決や環境への適応、状況に応じたサービスを用意することによる生活の調整、地域社会との交流などを促していきます。

※1 短期利用の一定の要件とは、施設登録定員に空きがある場合であって、緊急やむを得ない場合などに限ります。

※2 登録期間において、状態悪化による医療保険の負担が生じる場合があります。

#### イ 利用料等

サービスを利用するにあたり、次のような利用料金が発生します。

この他、医療にかかる費用、おむつ代など、自己負担が発生する場合があります。



- ① 原則として料金表の利用料金のうち登録者の負担割合に応じた額となります。登録者負担額について、減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。
- ② 保険料の滞納などにより、上記の利用料金で利用できなくなる場合、一旦サービス費全額（10割）をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

③ 1ヶ月を30日間としたときの基本料金Aの目安を示しています。  
ご利用の仕方によって次の種類に分かれます。

1) 指定看護小規模多機能型居宅介護サービス費

2) 要介護度に応じた基本介護利用料			
負担	要介護度	利用期間	基本利用料 A※1
1割負担	要介護 1	1ヶ月※2	12,447 円／月
	要介護 2		17,415 円／月
	要介護 3		24,481 円／月
	要介護 4		27,766 円／月
	要介護 5		31,408 円／月
2割負担	要介護 1	1ヶ月※2	24,894 円／月
	要介護 2		34,830 円／月
	要介護 3		48,962 円／月
	要介護 4		55,532 円／月
	要介護 5		62,816 円／月
3割負担	要介護 1	1ヶ月※2	37,341 円／月
	要介護 2		52,245 円／月
	要介護 3		73,443 円／月
	要介護 4		83,298 円／月
	要介護 5		94,224 円／月

※1 【料金表】平成18年厚生省告示第126号 令和6年4月施行

※2 1ヶ月を30日間としています。

※3 3割負担については所得によって負担割合が2018年8月から3割に引上げられます。

※4 短期利用居宅介護費限度額を超えた場合は、10割負担となります。

3) 短期利用居宅介護費

4) 要介護度に応じた基本介護利用料（短期利用）					
負担	要介護度	短期利用介護費	単位	利用期間	基本利用料 A※1
1割負担	要介護 1	571	/日	7日間※2	3,997 円
	要介護 2	638	/日		4,466 円
	要介護 3	706	/日		4,942 円
	要介護 4	773	/日		5,411 円
	要介護 5	839	/日		5,873 円

2割負担	要介護 1	1,142	/日	7日間※2	7,994 円
	要介護 2	1,276	/日		8,932 円
	要介護 3	1,412	/日		9,884 円
	要介護 4	1,546	/日		10,822 円
	要介護 5	1,678	/日		11,746 円
3割負担	要介護 1	1,713	/日	7日間※2	11,991 円
	要介護 2	1,914	/日		13,398 円
	要介護 3	2,118	/日		14,826 円
	要介護 4	2,319	/日		16,233 円
	要介護 5	2,517	/日		17,619 円

※1 【料金表】平成 18 年厚生省告示第 126 号 令和 6 年 4 月施行

※2 7 日間の連続利用としています。

※3 短期利用居宅介護費限度額を超えた場合は、10 割負担となります。

④ 事業にご登録の際、個別の看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に応じて次のような加算が設定されます。

#### 5) 指定看護小規模多機能型居宅介護サービス費

6) 加算料金	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算※3	30 円／日	60 円／日	90 円／日
認知症加算（Ⅰ）	920 円／月	1,840 円／月	2,760 円／月
認知症加算（Ⅱ）	890 円／月	1,780 円／月	2,670 円／月
認知症加算（Ⅲ）	760 円／月	1,520 円／月	2,280 円／月
認知症加算（Ⅳ）※4	460 円／月	920 円／月	920 円／月
若年性認知症利用者受入加算	800 円／月	1,600 円／月	2,400 円／月
栄養アセスメント加算	50 円／月	100 円／月	150 円／月
退院時共同指導加算	600 円／回	1,200 円／回	1,800 円／回
緊急時訪問看護加算※5	774 円／月	1,548 円／月	2,322 円／月
特別管理加算（Ⅰ）※6	500 円／月	1,000 円／月	1,500 円／月
特別管理加算（Ⅱ）	250 円／月	500 円／月	750 円／月
ターミナルケア加算※7	2,500 円死亡月	5,000 円死亡月	7,500 円死亡月
看護体制強化加算（Ⅰ）	3,000 円／月	6,000 円／月	9,000 円／月
看護体制強化加算（Ⅱ）	2,500 円／月	5,000 円／月	7,500 円／月
訪問体制強化加算	1,000 円／月	2,000 円／月	3,000 円／月
総合マネジメント体制強化加算	1,200 円／月	2,400 円／月	3,600 円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750 円／月	1,500 円／月	2,250 円／月

サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	640 円／月	1, 280 円／月	1, 920 円／月
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	350 円／月	700 円／月	1, 050 円／月
褥瘡マネジメント加算 (I)	3 円／月	6 円／月	9 円／月
褥瘡マネジメント加算 (II)	13 円／月	26 円／月	39 円／月
褥瘡対策指導管理 (I)	6 円／日	12 円／日	618 円／日
褥瘡対策指導管理 (II)	10 円／月	20 円／月	30 円／月
排せつ支援加算 (I)	10 円／月	20 円／月	30 円／月
排せつ支援加算 (II)	15 円／月	30 円／月	45 円／月
排せつ支援加算 (III)	20 円／月	40 円／月	60 円／月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円／日 (7 日間限度)	400 円／日 (7 日間限度)	600 円／日 (7 日間限度)
科学的介護推進体制加算 (I)	40 円／月	80 円／月	120 円／月
科学的介護推進体制加算 (II)	60 円／月	120 円／月	180 円／月
介護職員等処遇改善加算 (I)	1 月あたりの総単位数の 14.9%に相当する額		
口腔機能向上加算	150 円／月		
遠隔死亡診断補助加算	150 円 死亡月		

※3 事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間、算定されます。

※4 要介護 2 である方で、周囲の方による日常生活に対する注意が必要な方を対象とします。

※5 お電話等で看護に対する意見を求められた場合に対応します。

緊急時、訪問看護により訪問を必要に応じて行います。

※6 病状により特別な管理を必要とする方を対象として計画的な管理を実施します。

病状によって (I) と (II) があります。

※7 複合サービス計画をご利用されて人生の最後を送られる方を対象とします。

## 7) 短期利用居宅介護費

加算料金	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算 (I) イ	21 円／月	42 円／月	63 円／月
サービス提供体制強化加算 (I) ロ	16 円／月	32 円／月	48 円／月
サービス提供体制強化加算 (II)	12 円／月	24 円／月	36 円／月
サービス提供体制強化加算 (III)	12 円／月	24 円／月	36 円／月
介護職員等処遇改善加算 (I)	1 月あたりの総単位数の 14.9%に相当する額		

## 8) 介護保険給付対象外サービス

① 宿泊込み 1 日ご利用時の基本料金 B の目安を示しています。

宿泊料	冷暖房費	給食費				基本利用料金 B
		朝食	昼食	おやつ	夕食	
2,035 円／日	50 円／日	400 円／ 日	500 円／ 日	100 円／ 日	500 円／ 日	3,585 円／日

### ◇キャンセルについて

- ・キャンセルは当日の午前 9 時までにご連絡お願いします。
- それ以降は食事代が発生いたしますのでご了承ください。

### ② その他の料金

おむつ代	個人的な費用は実費となります。	※個人的に使用する日用品（衣類、化粧品、歯ブラシ等）、新聞・雑誌などの定期購読料、介護用品、レクリエーションにかかる費用（材料費、交通費等）、行政手続き代行の費用、その他、個人のために供する物品等の費用等
理美容代		
エンゼルケア代		
その他※		
医療材料について		疾患や状態に応じて医療材料が発生することがあります。 直接業者からご購入いただく場合があります。

### ◇館内のコピー機の利用

種類	料金	利用方法	注記
白黒複写	10 円／1 枚	コピーを希望する場合は、複写申込書に規定の実費を添えて、職員に申し込み下さい。	施設では両替は行いません。
カラー複写	50 円／1 枚		

## 9) 協力医療機関との連携・協力等

当施設では、関係医療機関の管理栄養士等と連携し、定期的に介護職員でも実施可能な栄養スクリーニングを行い栄養状態の改善を支援します。また、当施設の看護師及び併設する訪問看護ステーションの看護師により 24 時間連絡体制を確保し、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスご利用中の健康管理及び緊急時の対応を適切に実施できるよう努めています。容態の急変があった場合には下記の機関及びご家族へ連絡する等の連携・支援体制のもとで必要な支援を講じます。

協力医療機関	名称	医療法人浩徳会 佐々木脳神経外科
	所在地	熊本市南区荒尾1丁目8-63
	電話番号	096-320-9030
	協力の内容	診療科目(神経内科、脳神経外科) 協力内容(脳神経外科専門医)
協力歯科医療機関	名称	すこやか歯科クリニック
	所在地	熊本市中央区本山1丁目6番19号
	電話番号	096-353-6000
	協力の内容	診療科目(一般歯科) 協力内容(歯科診療によりご利用者の歯科治療、相談、指導を行います。)
協力歯科医療機関	名称	ワタナベ歯科医院
	所在地	熊本市西区蓮台寺5-3-45
	電話番号	096-358-0118
	協力の内容	診療科目(一般歯科) 協力内容(歯科診療によりご利用者の歯科治療、相談、指導を行います。)
協力介護保険施設	名称	医療法人社団松下会 介護老人保健施設 白藤苑
	所在地	熊本市南区白藤5丁目1番1号
	電話番号	096-358-7200
	協力の内容	協力内容(通常時及び状態悪化時における看護師との調整連絡、夜間緊急時の対応)

#### 10) 認知症行動・心理症状への対応

当施設では、認知症の行動・心理症状の発現の事前、事後に早期対応することができるよう専門的な認知症ケアの実施に努めています。認知症に関する研修等を修了した者が、認知症の認められる入所者に対して、施設職員と共に認知症ケアを施します。居宅を訪問し生活環境を把握・評価する等、認知症のある入所者の居宅におけるサービス提供を支援します。

#### 11) 看取りについて

在宅療養が必要な方で退院指導等を必要とする場合、在宅での医療行為が必要であるなど医療依存度が高い方が24時間365日、安心・安全な療養生活を継続するために主治医との密接な連携により対応することができます。当事業にご登録いただいた方に体調の急変などが発生した場合、看護師の対応により、速やかに適切な措置を講じます。さらに重度化・重症化により看護サービス等の効果が期待できず、積極的なサービスの実施がむしろ不適切であると考えられる状態にあるなどのやがて死を迎える状態になられた方が、当施設

を活用して生活の継続を希望された場合、医師、看護師、介護支援専門員等をはじめとする多職種と協力し、医学的妥当性と適切性を慎重に判断しながら、人生の最終段階における全人的なケアを提供します。この場合、利用者本人及びご家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に対応します。

#### 1 2) 感染症対策について

当事業所の利用者及び職員は普段から健康管理を行います。予防的又は体調不良時には施設の判断で防護具を着用して接触させていただくことがあります。地域的な流行の影響を受ける等、施設内で感染者が出る場合、感染制御の観点から、ホールをご利用中の方は個室に隔離する場合があります。利用者と同時に職員から感染症の発症が確認される場合、感染制御の期間中、事業所を閉鎖する場合もあります。感染症により患した利用者の重症化の程度を評価しながら連携医療機関に搬送を行います。

利用前および利用日当日に37度以上の発熱、席などの呼吸器症状等の症状が認められるとか、ご家族・友人等の身近な方が入所前にコロナウイルス感染症はじめ感染性が高い感染症に罹患していると診断された場合、地域における感染症の流行状況を勘案のうえ、緊急を要する場合を除き利用の延期をお願いする場合もあります。施設利用にあたって感染症発症時の対応に関する説明し同意を求めます。

#### 1 3) 利用料等のお支払方法

- (1) 当施設のご利用によって発生した料金・費用について、毎月15日頃までに「6サービスの内容と費用」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料明細書によりご請求いたします。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は月額請求の基本料金を除き、利用日数に基づいて計算した金額とします。)
- (2) 每月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いくださいますようお願いします。
  1. 毎月26日までに金融機関口座からの自動引き落とし
  2. 指定口座へのお振り込み
  3. 窓口での現金支払い

下記口座に振り込み送金してお支払いください。

※入金確認後、領収証を発行します。

請求書・領収書の 送付先（家族等）	氏 名 (続柄)	( )
	住 所	〒
	電 話 番 号	( ) -

### （3） 料金の滞納について

利用料金の滞納が3か月分以上ある場合（または4カ月以前の滞納がある場合）には、ご請求の未払金に対し、滞納分を別途ご請求させていただきます\*。

\*30日間以上の予告期間をもって期間内にお支払いがない場合、この契約を解除する旨の催告や適切な措置を講じる場合があります。

### 14) 利用の中止

看護小規模多機能型居宅介護サービス計画の終了等によりご登録された方が当事業所の利用を中止する場合、あらかじめ計画が継続される場合を除き、本人及び家族の意向を踏まえた上で、居宅介護支援事業所、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等のサービス提供機関や主治の医師と協議し、介護の継続性が維持されるよう、必要な支援を行います。

### 15) 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間の目安は8：00～18：00までございます。来訪者は面会時間を遵守し、面会される場合は職員に届け出でください。来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。ただし、地域の感染症の流行状況に応じて面会制限を実施する場合があります。
宿泊室・設備・器具の利用	施設内の宿泊室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。無断で事業所の外に持ち出さないでください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	建物内での喫煙は原則禁止いたします。喫煙をご希望の場合、職員が同伴し見守りをいたします。安全管理上、火器類は職員で預からせていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はお断りします。また、むやみに他の利用者の宿泊室に立ち入らないでください。

	さい。
所持品の持ち込み	事前に職員に相談の上、マジック等で氏名をご記入ください。
金銭・貴重品の管理	利用者もしくは保証人等の責任で管理してください。なお、当施設では預り金は管理いたしません。
宗教活動・政治活動等	施設内での他の利用者に対する迷惑行為、宗教活動及び政治活動等はお断りいたします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育は基本的にお断りいたします。

#### 1) 損害等の対応について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害について、施設は速やかにその損害を賠償します。また、守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、損害の発生について、利用者に故意や過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を酌量して、事業者に故意・過失がない場合にはこの限りではありません。(当施設は、公益社団法人全国老人保健施設協会が行っている賠償責任保険に加入しています。)

#### 1 6 ) 実習の受け入れ

当施設では看護師、介護福祉士、社会福祉士等を養成する養成機関、その他の機関から依頼を受け、現場実習の受け入れを行います。実習生が期間中に一人の登録者を受け持ち、実際の援助をさせていただくこともあります。実習生が利用者の方々に対して適切な援助を行えるよう養成機関や当施設の職員により指導を行います。なお、実習生も職員と同様に感染対策を施し個人情報の取り扱いを適正に扱います。

#### 1 7 ) 情報通信技術、見守り機器などを用いた介護の実施

当事業所では介護ロボット、見守り機器など情報通信機器を用いた介護を推進することで利用者の安全、介護サービスの質の確保、及び職員の負担軽減に努めています。情報通信機器を用いた介護サービスの提供にあたって一定期間ごとに業務改善の取り組みによる効果を評価する観点から、利用者・家族に満足度調査等の評価にご協力をお願いする場合があります。その他、介護助手を配置し職員間の適切な役割分担を促します。

#### 1 8 ) 介護の質の向上に向けた取り組みの実施

当事業所ではケア目的を達成するため、利用者ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を収集します。当事業所で提

供する介護を適切かつ有効に提供するために収集した情報を褥瘡ケア並びに排せつケア等に対して活用いたします。具体的な情報活用には、厚生労働省への提出、サービス計画の作成する、サービス計画に基づく、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護の実施、当事業所だけでなく、入院医療機関への提供、入院・入所時の主治医、介護施設、福祉サービスなどの事業所への提供、利用者のサービス計画を適切に見直し、サービスの質の向上に努めます。

#### 19) 新興感染症の流行など地域的な感染症への対応

当施設では行政及び地域の医療機関と連携し連携先が提供する地域的な感染拡大を想定した研修又は訓練に参加しています。研修・訓練を受けて協力医療機関等との間で一般的な感染症の発生時等の対応を確認する他、感染症の発生時に連携し適切に対応できるよう対策を講じます。施設内で感染者が発生した場合、医療機関との連携で感染者の施設内療養を行いながら感染拡大を防止する場合があります。感染した入所者に対して適切な感染対策を行い、介護サービスを提供の継続に努めます。感染症が疑われるとき、発熱外来を実施している医療機関を受診していただく場合があります。

#### 20) 虐待防止に関する事項

事業所は、登録者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 虐待防止対策を含む安全体制の整備
- (3) 登録者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（登録者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる登録者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

#### 21) 身体拘束の禁止

当施設とその職員はサービス提供にあたり、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束等を行った場合、必要な内容をサービス提供記録などの書面に記録します。

#### 22) 運営推進会議の設置

当施設では、ご登録者・ご家族、地域の代表者、地域包括支援センターなどと連携することで指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの取り組みを伝え、地域課題に即した活動や人材の育成を行うなど地域に根差した事業づくりを進めています。運営会議を設置し当施設の活動をご報告するとともに、内容についての評価、要望、助言を

いただく機会を設けております。なお、運営推進会議の効率化を目的として、同一の日常生活圏域内に所在する他の事業所と合同開催を行う場合がございます。外部評価を行う会議の場合は単独開催とさせていただきます。個人情報・プライバシーには十分に配慮して開催いたします。

構成	ご登録者・ご家族、地域の代表者、地域包括支援センターの職員、在宅医療及び看護について知見を有する者等
開催	2か月に1回開催
備考	会議のお知らせを行う他、議事録を作成し施設内に掲示します。

#### 23) 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「看護小規模多機能型居宅介護事業所 とりい 消防計画」に基づき対応を行います。感染症・災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため業務継続に向けた感染症・災害の業務継続計画を整備しています。																							
避難訓練及び防災設備	別途定める「看護小規模多機能型居宅介護事業所 とりい 消防計画」に基づき年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を施設利用の方も参加して行います。																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名称</th> <th>個数等</th> <th>設備名称</th> <th>個数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>あり</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>消火器</td> <td>3台</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知機</td> <td>あり</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td>2箇所</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>カーテン、布団等は防炎性能のあるものを使用しています。</p>				設備名称	個数等	設備名称	個数等	スプリンクラー	あり	—	—	消火器	3台	—	—	自動火災報知機	あり	—	—	誘導灯	2箇所	—	—
設備名称	個数等	設備名称	個数等																					
スプリンクラー	あり	—	—																					
消火器	3台	—	—																					
自動火災報知機	あり	—	—																					
誘導灯	2箇所	—	—																					
消防計画等	<p>熊本市消防局 南消防署への届出日：平成29年3月10日 防火管理者：</p>																							

#### 24) サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	窓口責任者 管理者 ご利用時間 8:30～17:30 ご利用方法 電話（096-320-2110） 面接（1階 地域交流室） 苦情箱（施設内に設置） 行政の窓口
------------	---

	(1) 熊本市役所 高齢介護福祉課 介護事業指導室 電話（096-328-2793） (2) 熊本県国民健康保険団体連合会 窓口 介護サービス苦情・相談 電話（096-214-1101）
--	---

## 25) 秘密の保持と個人情報の保護について

当事業では、ご登録いただいた方の個人情報を適正に扱うことは、医療・介護に従事するものとして重大な責務であると考えています。個人情報の取扱いに関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

### (1) グループ内での利用

- ・登録にあたり提供する医療・介護サービスのうち、協力関係にある医療機関、介護老人保健施設、介護老人福祉施設等との連絡・調整。
- ・登録者の受診に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合。
- ・ご家族等への心身の状況の説明。
- ・その他、介護保険事務や保険者等への照会など。

### (2) 当施設での利用

- ・業務の維持・改善や介護の質の向上のための基礎資料。
- ・当施設で行われる学生の実習協力及びボランティア活動への協力。
- ・当施設で行われる事例検討。
- ・定期発行される当施設の広報誌への写真等の掲載。
- ・行事の写真掲示、地域へ向けての事業紹介等の掲載。

※なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ずに、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。